

令和3年度  
介護保険サービス事業者等集団指導

# 施設系サービスの留意事項

兵庫県高齢政策課  
介護基盤整備班（高年施設担当）



## 目次

1	事故発生時の対応について	……………3
2	感染症対策について	……………7
3	非常災害対策について	……………15
4	高齢者虐待防止の推進について	……………22
5	介護保険施設における入所者から支払いを受けることができる利用料 ～「日常生活に要する費用」の取扱いについて～	……………26
6	令和3年度介護報酬改定に伴う経過措置について	……………32
7	監査指導事項の主なものについて	……………33

## 事故発生時の対応について

### < 特別養護老人ホームの場合 >

#### 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準(抜粋)

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第35条 指定介護老人福祉施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

一 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。

二 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。

三 事故発生の防止のための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。

四 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

2 指定介護老人福祉施設は、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

3 指定介護老人福祉施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

4 指定介護老人福祉施設は、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

# 介護事業者及び市町等における事故等発生時の報告フローチャート

事故発生

事業所・施設

メーカー

警察署

必要に応じ、報告

## 【重大製品事故報告義務】

一般消費者の生命又は身体に対する危害が発生した事故のうち、危害が重大なもの

- 死亡事故
- 重傷病事故（治療に要する期間が30日以上を負傷・疾病）
- 後遺障害事故
- 一酸化炭素中毒事故

消費生活用品が滅失し、又はき損した事故であって、一般消費者の生命又は身体に対する重大な危害が生ずる恐れがあるもの

- 火災（消防が確認したもの）

## 【報告】

電話・  
FAX  
事故報告書

## 【報告の範囲】

- (1)サービスの提供による利用者のケガ又は死亡事故の発生
- (2)食中毒及び感染症等の発生
- (3)職員(従業者)の法令違反・不祥事等の発生
- (4)その他、報告が必要と認められる事故の発生

被保険者の属する保険者(市町)

- 1 状況把握
- 2 必要な対応

- (1)事業所の事故等に対する対応の確認等
- (2)県・国保連等における対応が必要と判断された場合の連絡調整
- (3)県民局等への報告

県民局・県民センター  
(健康福祉事務所)

事故等事例として事業所指導、  
注意喚起の通知へ活用  
他県民局等、管内他市町へ情報提供

事業所・施設が所在する保険者(市町)

県民局・県民センター  
(健康福祉事務所)

## 本庁へ報告

利用者の死亡又は重症病事故  
虐待事案として市町と県民局等が共同  
して事実確認にあたったもの  
重大製品事故

県高齢政策課

# 有料老人ホームにおける事故発生時の対応について

## 兵庫県有料老人ホーム設置運営指導指針(抜粋)

### 第11章 苦情解決並びに事故発生の防止及び発生時の対応

#### 3 事故発生時の対応

##### (1) 必要な措置

入居者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに入居者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じること

##### (2) 記録の整備

前号の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録すること

##### (3) 事故報告(サ高住を除く)

県が定めた「介護サービス事業者及び市町等における事故等発生時の報告取扱要領(標準例)」を踏まえて各市町において策定した事故報告に係る規程等に準じて、県民局長へ報告すること

##### (4) 賠償責任

設置者の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合は、入居者に対しての損害賠償を速やかに行うものとする

## < 事故報告書の提出について >

	有料老人ホーム		サービス付き高齢者向け住宅	
	特定施設入居者生活介護	左記以外	特定施設入居者生活介護	左記以外
介護保険事業者 事故等報告書	・所在市町 健康福祉事務所 ・利用者の保険者	所在市町 健康福祉 事務所	・所在市町 健康福祉事務所 ・利用者の保険者	(不要)
サービス付き 高齢者向け住宅 事故報告書	(不要)	(不要)	県住宅政策課 ( )	県住宅政策課

サービス付き高齢者向け住宅事故報告書に代えて、市町に提出した介護保険事業者事故等報告書の写しの提出でも可

## 感染症対策について

### < 特別養護老人ホームの場合 >

#### 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準(抜粋)

(衛生管理等)

第27条 指定介護老人福祉施設は、入所者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。

2 指定介護老人福祉施設は、当該指定介護老人福祉施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該指定介護老人福祉施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

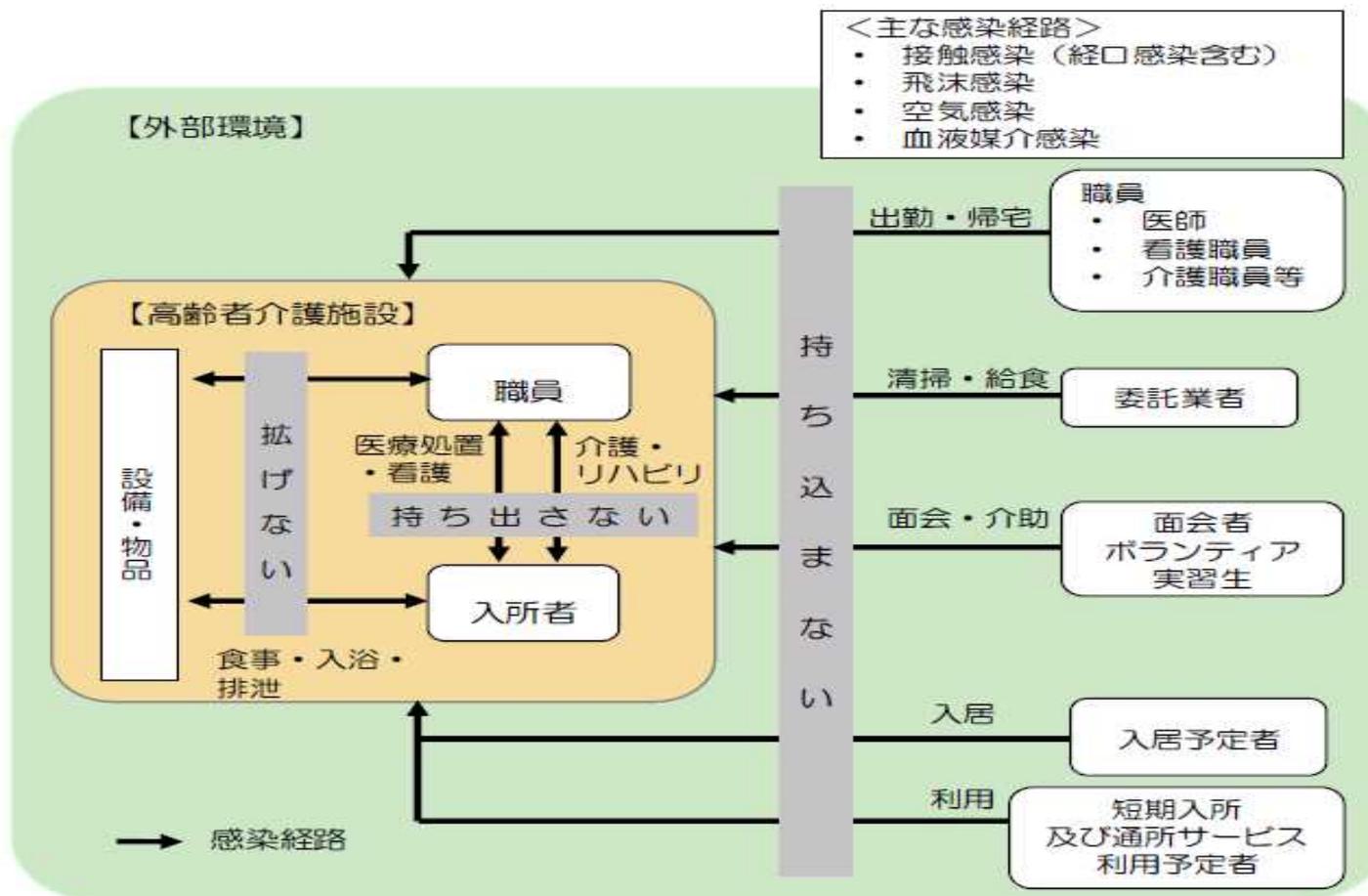
二 当該指定介護老人福祉施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 当該指定介護老人福祉施設において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。

四 前三号に掲げるもののほか、別に厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。

## 高齢者介護施設における感染対策

有料老人ホーム等については、感染対策に関する規定は特に設けられていないが、感染症の予防やまん延の防止及び発生時の対応については、厚生労働省がとりまとめた「高齢者介護施設における感染対策マニュアル」に従って取り組むのが望ましい。



【高齢者介護施設における感染対策マニュアル掲載場所(厚生労働省HP)】

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/kaigo\\_koureisha/ninchi/index\\_00003.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/ninchi/index_00003.html)

# 新型コロナウイルス感染症感染予防ポスター

神戸大学医学部附属病院 感染制御部 宮良高維 教授もお勧めの対策です

## 1 空気を入れかえましょう



## 2 手洗いをしましょう

食事前後、  
目や鼻を触る  
前後など  
こまめに  
手を洗いましょう

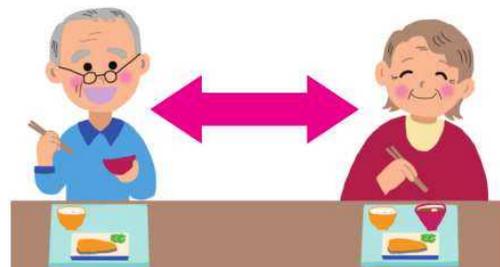


# 生活のポイント

新型コロナウイルス感染症から身を守る

## 3 “密”を避ける

食事の時は対面 ×  
隣の人とは1席以上空ける



会話をする時は

## 4 マスクを着用 しましょう

～夏場は熱中症に注意して～



## 新型コロナウイルス感染症感染予防ポスター

神戸大学医学部附属病院 感染制御部 宮良高維 教授もお勧めの対策です

# 食事は密を避け 時間をずらして 少人数で!!



室温に注意して  
常に空気を  
入れかえましょう  
換気時は  
2方向で!!

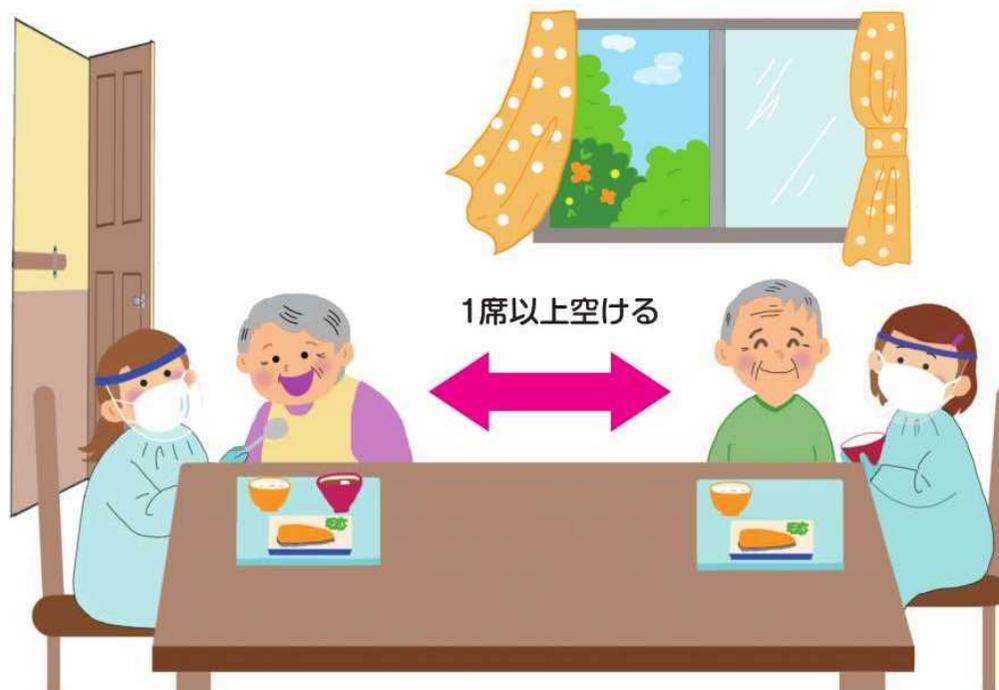
- 対面での着席は×
- 隣の人と1席以上空けましょう
- 介助や見守りが不要な方は個室・自室での食事とし、集まる人数を減らしましょう
- 熱や咳のある方は、個室など他の方と離れたところで食事を摂るようにしましょう



神戸大学医学部附属病院 感染制御部 宮良高維 教授もお勧めの対策です

## 新型コロナウイルス感染症 感染予防 食事介助のポイント

- ✓ 介助は1対1で
- ✓ 正面ではなく側面から介助する
- ✓ フェイスシールド・マスクを着用する
- ✓ 別の人への介助をする前には、手袋・ガウンは必ず交換し手指消毒を行う



※口腔ケアを1対1で介助するときも同様です

※身体に接することがない場合は、ガウンを省略することも可能です  
(本ポスターの予防策は標準予防策です)

神戸大学医学部附属病院 感染制御部 宮良高維 教授もお勧めの対策です

## 排泄介助時のポイント

服装



使い捨て  
手袋

使い捨て  
ガウン  
(エプロン)

※紐は必ず後ろで結び  
前では結ばないこと

使い捨て手袋・使い捨てガウン(エプロン)は

- 介助する利用者ごとに交換(次の介助に移る前には必ず手指消毒を行うこと)
- 汚物が付着した場合はすぐに取り替える
- 他の利用者の介助に続けて使用することが絶対にならないように徹底すること



大声を出す人の介助は  
フェイスシールド

(本ポスターの予防策は標準予防策です)

# 新型コロナウイルス感染症感染予防ポスター

神戸大学医学部附属病院 感染制御部 宮良高維 教授もお勧めの対策です

## 新型コロナウイルス感染症陽性者が発生したら グリーンゾーン(清潔区域)とレッドゾーン(汚染区域) を明確にするゾーニングを行いましょ

赤いテープ等で分けを見える化しましょう

**グリーンゾーン** 清潔区域

**レッドゾーン** 汚染区域

1 服装



个人防护具を適切に着脱しない状態での

**往来厳禁!!**



脱着は決められた場所で正しい手順で行いましょう

防護具の着用 = 清潔区域で着用  
脱衣 = 汚染区域から出る際に脱衣  
(脱衣場には廃棄物容器を設置)



使い捨て手袋

使い捨てガウン

汚染された手袋、ガウン等は、必ず脱いだ上で清潔区域に入ること  
(※着脱手順の掲示等、正しく着脱するための工夫をしましょう)

2 コップ等

洗剤で洗浄後は清潔です  
洗浄前後のコップが  
接触しないようにしましょう



入所者様の使用済みコップ

消毒していないものはグリーンゾーンに  
入れないこと!! (消毒をしていない  
お盆も入れないこと!!)



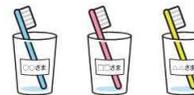
グリーンゾーンへ持ち込む前に、消毒液に漬けましょう  
(洗浄時のウイルスの飛び散りを防ぎます)

3 歯ブラシ・髭剃り



グリーンゾーンに入れる時は持つ  
ところをアルコールで消毒して下さい

歯ブラシ、髭剃りが  
交差接触しないよう  
厳密に管理すること



※①②は陽性者発生の有無に関わらず、日常の感染予防対策としても重要です  
※上記のポイントは、実際にクラスターが発生した施設等で専門家から指摘があった事項から  
見落とされがちと考えられる内容をまとめたものです

# 新型コロナウイルス感染症感染予防ポスター

神戸大学医学部附属病院 感染制御部 宮良高維 教授もお勧めの対策です

## 新型コロナウイルス対策として 正しい消毒液の作り方

### 1.使用する塩素系の 液体消毒液の確認

例)ピューラックス(6%)、ミルトン(1.1%)  
テキサント(6%)、ハイボライト(10%) 等

使用している消毒液は

です。

濃度 <sup>①</sup>  %

**重要** 必ず守らないと消毒できません!

### 2.塩素濃度0.05%(500ppm)に希釈し、 次亜塩素酸ナトリウム液を作る

\*次亜塩素酸水とは  
異なります

- 環境消毒(テーブルの表面等を消毒)
- 食器やコップ等を消毒

消毒液の濃度(%)

塩素濃度(%)

①

÷ 0.05 =

倍に希釈

— (例)ミルトン(1.1%)でコップを消毒(10ℓ 洗い桶につけ置き)する場合 —

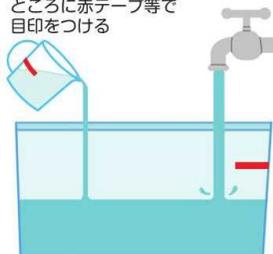
$$1.1 \div 0.05 = 22 \text{ 倍に希釈}$$

10ℓの1/22量の消毒液が必要

$$\text{ミルトン必要量} = 10 \text{ ℓ} \times 1/22 = 455 \text{ ml}$$

[手順1]

消毒液を入れる455mlの  
ところに赤テープ等で  
目印をつける



[手順2]  
10ℓの目印の赤い  
テープまで水を入  
れて希釈する  
←10ℓのところに  
赤テープ等で  
目印をつける

#### ポイント

一度、正確に計量したものに  
赤テープ等で目印をつける  
と次からは短時間で消毒液  
を作ることができます。

消毒後、コップ等は洗浄、テーブル  
等は水拭きしましょう(作業の際は  
ゴム手袋を着用してください)

【感染予防のチェックリスト版  
掲載場所(兵庫県HP)】

[https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf05/  
Ouenhaken.html](https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf05/Ouenhaken.html)

## 非常災害対策について

### < 特別養護老人ホームの場合 >

#### 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準(抜粋)

(非常災害対策)

第26条 指定介護老人福祉施設は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

2 指定介護老人福祉施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

社会福祉施設における避難の実効性確保に関する取組み等について(令和3年6月25日老高発0625第1号 厚生労働省老健局高齢者支援課長他通知)(抜粋)

1(5) 避難の実効性を確保するための留意点について

- (1) 水害や土砂災害など、施設が有する災害リスクの適切な把握
- (2) 災害リスクに適切に対応した避難先の選定と複数の避難先の確保
- (3) 個々の施設状況を考慮した避難開始のタイミングの設定
- (4) 利用者の円滑な避難に資する避難支援体制の確保
- (5) 訓練実施と訓練で得られる教訓の避難確保計画への反映
- (6) 非常災害対策計画と避難確保計画の一体化による事務負担軽減
- (7) 職員及び利用者家族等への災害リスク及び避難確保計画の周知
- (8) 市町村との情報連絡体制の確立

# 社会福祉施設の避難確保計画チェックリスト

(別紙1)

## 社会福祉施設の避難確保計画（非常災害対策計画を含む）

### チェックリスト

<b>施設</b> チェック担当者名	<b>市町村</b> チェック担当者名

施設名	
市町村名	

施設が有する災害リスク等の確認		施設 チェック欄	市町村 チェック欄
災害リスクの 確認	洪水浸水想定区域内に位置するか	<input type="checkbox"/> 位置する <input type="checkbox"/> 位置していない	<input type="checkbox"/> 位置する <input type="checkbox"/> 位置していない
	土砂災害警戒区域や土砂災害特別警戒区域内に位置するか	<input type="checkbox"/> 位置する <input type="checkbox"/> 位置していない	<input type="checkbox"/> 位置する <input type="checkbox"/> 位置していない
市町村地域防災計画に当該施設が定められているか		<input type="checkbox"/> 定められている <input type="checkbox"/> 定められていない	<input type="checkbox"/> 定められている <input type="checkbox"/> 定められていない

計画 項目	チェック項目	施設 チェック欄	市町村 チェック欄
(ア) 防災体制、情報収集及び伝達 (水防法施行規則 16 条一) 洪水時の防災体制に関する事項、(土砂災害防止法施行規則 5 条の 2 一) 土砂災害が発生するおそれがある場合における防災体制に関する事項	1. 気象情報や河川情報、土砂災害に関する情報、避難情報の収集・伝達方法等を適切に定めているか	<input type="checkbox"/> 対応済 <input type="checkbox"/> 要改善	<input type="checkbox"/> 適切 <input type="checkbox"/> 要改善
	【着眼点】 <input type="checkbox"/> 雨量情報や洪水予報、河川水位情報、土砂災害警戒情報等の防災気象情報、市町村からの避難情報、その他避難に必要な情報を収集するタイミング、収集する者、収集する情報の種類、収集する方法を定めているか <input type="checkbox"/> 収集した情報の伝達先、伝達方法を定めているか <input type="checkbox"/> 避難に関して市町村と連絡を取り合う場合の連絡先や連絡するタイミング(避難開始時や避難完了時等)を定めているか <input type="checkbox"/> 他の社会福祉施設等を避難先に選定している場合には、その連絡先や連絡するタイミングを定めているか		

2. 避難を開始するタイミングを適切に定めているか	<input type="checkbox"/> 対応済 <input type="checkbox"/> 要改善	<input type="checkbox"/> 適切 <input type="checkbox"/> 要改善
【着眼点】 <input type="checkbox"/> 「警戒レベル3高齢者等避難」が発令された場合に避難を開始することになっているか(避難完了までの時間を確保した上で、利用者の身体的な負担等を考慮し、利用者の身体状態に応じて避難開始のタイミングを分ける場合はある) <input type="checkbox"/> 「警戒レベル3高齢者等避難」の発令を受けてから避難を開始しても間に合わないなど、利用者全員が避難を完了するまでに多くの時間を要する施設については、それよりも早いタイミングで避難を開始することになっているか <input type="checkbox"/> 「警戒レベル3高齢者等避難」の発令の目安となる氾濫警戒情報及び大雨警報(土砂災害)も避難開始の判断指標にしているか <input type="checkbox"/> 利用者全員が避難するのに要する時間を計画に記載しているか		
3. 利用者の避難支援のための体制確立は適切であるか	<input type="checkbox"/> 対応済 <input type="checkbox"/> 要改善	<input type="checkbox"/> 適切 <input type="checkbox"/> 要改善
【着眼点】 <input type="checkbox"/> 避難行動について指揮する者を定めているか <input type="checkbox"/> 大雨や暴風により交通途絶が生じることで職員の参集が困難になることも想定し、特に夜間や休日に災害が切迫する可能性がある場合には、明るいうちに体制を確立するなど、早めに避難支援要員を確保する体制にしているか <input type="checkbox"/> 通所型の施設については、台風の影響など、「警戒レベル3高齢者等避難」の発令が事前に予想される場合には、臨時に閉所するなどの措置を定めているか <input type="checkbox"/> 消防団や近隣企業、地域住民等の地域関係者、利用者の家族を避難支援協力者として組み込んでいる場合には、その要請のタイミングや連絡先を定めているか		
(イ) 避難の誘導 (水防法施行規則 16 条二) 洪水時の避難の誘導に関する事項、(土砂災害防止法施行規則 5 条の 2 二) 土砂災害が発生するおそれがある場合における避難の誘導に関する事項		
1. 安全が確保できる避難先を適切に選定しているか	<input type="checkbox"/> 対応済 <input type="checkbox"/> 要改善	<input type="checkbox"/> 適切 <input type="checkbox"/> 要改善
【着眼点】 <input type="checkbox"/> 選定した避難先(指定緊急避難場所、近隣の安全な場所、他の社会福祉施設、屋内安全確保(垂直避難)の場所)は、想定される災害に対して安全な場所であるか(家屋倒壊等氾濫想定区域や土砂災害警戒区域内に含まれていないこと、避難先の床高が浸水しない高さにあり食糧の確保など浸水継続時間に応じた避難に対応できること等) <input type="checkbox"/> 選定した避難先において利用者のケア等の対応が可能であるなど、避難の実効性が確保されているか		

# 社会福祉施設の避難確保計画チェックリスト

<input type="checkbox"/> 不測の事態が生じることも想定し、複数の避難先を選定しているか、また、少しでも安全な場所に移動する「緊急安全確保」の方法を定めているか		
<b>2. 安全が確保できる避難ルートや避難方法を定めているか</b> <b>【着眼点】</b> <input type="checkbox"/> 施設から避難先までの移動経路の災害リスクや、交通途絶等の可能性も考慮して、安全で確実な避難ルートが選定されているか <input type="checkbox"/> 施設外の避難先に移動するために必要な車両の台数や手配方法などを定めているか	<input type="checkbox"/> 対応済 <input type="checkbox"/> 要改善	<input type="checkbox"/> 適切 <input type="checkbox"/> 要改善
<b>3. 避難支援に必要な要員を適切に確保しているか</b> <b>【着眼点】</b> <input type="checkbox"/> 避難に要する時間を考慮した上で、避難支援要員の人数が確保されているか <input type="checkbox"/> 必要に応じて、消防団や近隣企業、地域住民等の地域関係者や利用者の家族など、避難支援協力者を定めているか	<input type="checkbox"/> 対応済 <input type="checkbox"/> 要改善	<input type="checkbox"/> 適切 <input type="checkbox"/> 要改善
<b>(ウ) 避難の確保を図るための施設の整備</b> <small>(水防法施行規則 16 条三) 洪水時の避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、(土砂災害防止法施行規則 5 条の 2 三) 土砂災害が発生するおそれがある場合における避難の確保を図るための施設の整備に関する事項</small>		
<b>1. 必要な情報機器等を確保しているか</b> <b>【着眼点】</b> <input type="checkbox"/> インターネットや防災無線等で情報を収集するために必要な機器や設備が確保されているか <input type="checkbox"/> 市町村から施設に伝達される情報が確実に届くよう、複数の手段を確保しているか	<input type="checkbox"/> 対応済 <input type="checkbox"/> 要改善	<input type="checkbox"/> 適切 <input type="checkbox"/> 要改善
<b>2. 避難に必要な設備を確保しているか</b> <b>【着眼点】</b> <input type="checkbox"/> 利用者の避難支援にあたって、利用者のADL(歩けるかどうかなど)や要介護状態等を考慮し、避難に必要な設備(エレベーターやスロープ等)を確保しているか <input type="checkbox"/> 夜間の避難に備えて、電池式照明器具や、利用者が誘導員を識別するための誘導用ライフジャケット等の機材を確保しているか	<input type="checkbox"/> 対応済 <input type="checkbox"/> 要改善	<input type="checkbox"/> 適切 <input type="checkbox"/> 要改善
<b>3. 屋内安全確保(垂直避難)を行う場合に必要物資等を確保しているか</b>	<input type="checkbox"/> 対応済 <input type="checkbox"/> 要改善	<input type="checkbox"/> 適切 <input type="checkbox"/> 要改善

<b>【着眼点】</b> <input type="checkbox"/> 「屋内安全確保(垂直避難)」を行う場合に備え、長時間の浸水に対応できるよう食糧等の備蓄や非常用電源、生活用水等を確保しているか		
<b>(エ) 防災教育及び訓練の実施</b> <small>(水防法施行規則 16 条四) 洪水時を想定した防災教育及び訓練の実施に関する事項、(土砂災害防止法施行規則 5 条の 2 四) 土砂災害が発生するおそれがある場合を想定した防災教育及び訓練の実施に関する事項</small>		
<b>1. 防災教育や訓練を適切に実施することになっているか</b> <b>【着眼点】</b> <input type="checkbox"/> 防災教育や訓練の実施を指揮する者を定めているか <input type="checkbox"/> 防災教育や訓練の実施頻度を具体的に定めているか(訓練については原則として年1回以上の頻度で実施することが望ましい) <input type="checkbox"/> 職員に対して防災教育の機会を提供することとしているか <input type="checkbox"/> 避難確保計画の内容を職員に周知することとしているか <input type="checkbox"/> 利用者が施設を利用する際に避難確保計画の内容を利用者の家族に周知することとしているか <input type="checkbox"/> 情報伝達訓練や避難ルートの確認訓練、資機材の確認訓練、図上訓練、利用者の避難先への移動訓練など、実施する訓練の種類を具体的に定めているか <input type="checkbox"/> 訓練実施の際には、避難支援協力者に組み込まれている消防団や近隣企業、地域住民等の地域関係者や利用者の家族も参加することとしているか <input type="checkbox"/> 訓練で得られた教訓を踏まえて、必要に応じて計画の見直しを実施することとしているか	<input type="checkbox"/> 対応済 <input type="checkbox"/> 要改善	<input type="checkbox"/> 適切 <input type="checkbox"/> 要改善
<b>(オ) 自衛水防組織の業務(設置した場合のみ該当)</b> <small>(水防法施行規則 16 条五) 自衛水防組織の業務に関する事項</small>		
<b>(自衛水防組織の業務内容の記載の確認)</b> 自衛水防組織が設置されている場合、その業務内容が規定され、計画に記載されているか <b>【着眼点】</b> <input type="checkbox"/> 自衛水防組織を統括する統括管理官を定めているか <input type="checkbox"/> 少なくとも「洪水予報等の収集及び伝達」、「利用者の避難誘導」がそれぞれ自衛水防組織の業務として規定されているか <input type="checkbox"/> 内部組織(〇〇班など)を編成する場合、内部組織のそれぞれの業務内容・活動範囲が明確に区分され、内部組織毎に必要な要員と統括する者を定めているか	<input type="checkbox"/> 対応済 <input type="checkbox"/> 要改善	<input type="checkbox"/> 適切 <input type="checkbox"/> 要改善

令和3年5月に災害対策基本法が改正され、避難勧告と避難指示が避難指示へ一本化

入所者・利用者等の目の触れる場所に掲示

(別紙4)

令和3年5月20日から

警戒レベル  
4

ひなんしじ  
**避難指示で必ず避難**

ひなんかんこく  
**避難勧告は廃止です**

警戒レベル	新たな避難情報等	これまでの避難情報等
5	 <p>災害発生又は切迫 <b>緊急安全確保</b>※1</p>	<p>災害発生情報 (発生を確認したときに発令)</p>
~~~~<警戒レベル4までに必ず避難!>~~~~		
4	 <p>災害のおそれ高い <b>避難指示</b>※2</p>	<p>・避難指示(緊急) ・避難勧告</p>
3	 <p>災害のおそれあり <b>高齢者等避難</b>※3</p>	<p>避難準備・ 高齢者等避難開始</p>
2	 <p>大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)</p>	<p>大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)</p>
1	 <p>早期注意情報 (気象庁)</p>	<p>早期注意情報 (気象庁)</p>

※1 市町村が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル5は必ず発令される情報ではありません。  
 ※2 避難指示は、これまでの避難勧告のタイミングで発令されることになります。  
 ※3 警戒レベル3は、高齢者等以外の人も必要に応じて普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、危険を感じたら自主的に避難するタイミングです。

警戒レベル5は、  
すでに安全な避難ができず  
命が危険な状況です。  
**警戒レベル5緊急安全確保の  
発令を待ってはいけません!**

**避難勧告は廃止されます。**  
これからは、  
**警戒レベル4避難指示で  
危険な場所から全員避難  
しましょう。**

避難に時間のかかる  
**高齢者や障害のある人は、  
警戒レベル3高齢者等避難で  
危険な場所から避難  
しましょう。**

## 非常災害対策計画と避難確保計画の比較

計画	非常災害対策計画	避難確保計画
根拠法令等	指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準 等、各施設・事業所種別の指定基準(省令)	水防法 土砂災害防止法 津波防災地域づくり法
対象	介護保険サービスの指定を受ける全施設・事業所(訪問系サービスを除く)	浸水想定区域、土砂災害警戒区域、津波浸水想定内に所在し、市町村が作成する地域防災計画に記載のある要配慮者利用施設(社会福祉施設等)
義務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・非常災害対策計画の作成</li> <li>・避難訓練の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難確保計画の作成及び市町村への提出</li> <li>・避難訓練の実施</li> </ul>
計画で定めるべき項目	<p>「介護保険施設等における非常災害対策計画の策定及び避難訓練の実施の点検及び指導・助言について」(平成29年1月31日老総発0131第1号、老高発0131第1号、老振発0131第1号、老老発0131第1号)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護保険施設等の立地条件</li> <li>・災害に関する情報の入手方法</li> <li>・災害時の連絡先及び通信手段の確認</li> <li>・避難を開始する時期、判断基準</li> <li>・避難場所</li> <li>・避難経路</li> <li>・避難方法</li> <li>・災害時の人員体制、指揮系統</li> <li>・関係機関との連携体制</li> </ul>	<p>要配慮者利用施設に係る避難確保計画作成の手引き</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・計画の目的</li> <li>・計画の適用範囲</li> <li>・防災体制</li> <li>・情報収集及び伝達</li> <li>・避難の誘導</li> <li>・避難確保を図るための施設の整備</li> <li>・防災教育及び訓練の実施</li> <li>・自衛水防組織の業務(自衛水防組織を設置する場合に限る。)</li> </ul>

## 介護施設・事業所等における災害時情報共有システムについて

介護施設・事業所等における災害時情報共有システムについて(令和3年6月23日事務連絡 厚生労働省老健局高齢者支援課通知)(抜粋)

災害時における介護施設・事業所の被害状況を国・自治体が迅速に把握・共有し、被災した介護施設等への迅速かつ適切な支援につなげるため、介護サービス情報公表システムに災害時情報共有機能を追加

4. 災害時情報共有機能のマニュアルについて  
事業所向けマニュアル(被災状況報告編)

[https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/houkoku/?action\\_houkoku\\_static\\_help=true](https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/houkoku/?action_houkoku_static_help=true)

### 対象施設

- |                    |                         |
|--------------------|-------------------------|
| (1) 老人短期入所施設       | (2) 養護老人ホーム             |
| (3) 特別養護老人ホーム      | (4) 軽費老人ホーム             |
| (5) 認知症高齢者グループホーム  | (6) 生活支援ハウス             |
| (7) 介護老人保健施設       | (8) 介護医療院               |
| (9) 小規模多機能型居宅介護事業所 | (10) 看護小規模多機能型居宅介護看護事業所 |
| (11) 有料老人ホーム       | (12) サービス付高齢者向け住宅       |

# 介護施設・事業所等における災害時情報共有システムについて

(別紙1)

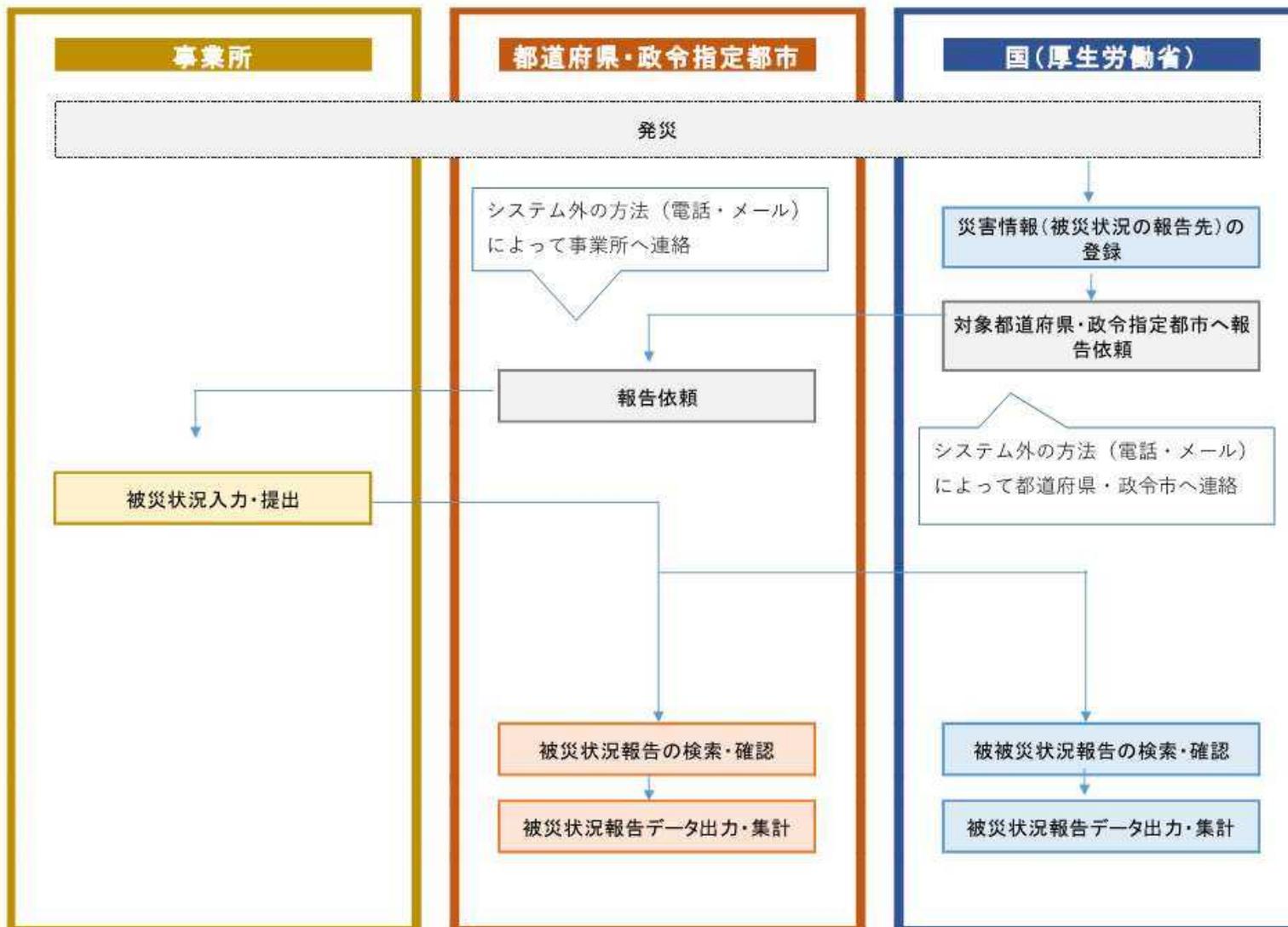
## 災害時情報共有システム（災害発生時のフロー）

システム外の業務

事業所のシステム操作

都道府県・政令指定都市のシステム操作

国のシステム操作



## 高齢者虐待防止の推進

### 全サービス

- 全ての介護サービス事業者を対象に、利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、**虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めることを義務づける。令和6年3月31日まで努力義務【省令改正】**

### 基準

運営基準（省令）に以下を規定

- ・ 入所者・利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない旨を規定。
- ・ **運営規程に定めておかなければならない事項として、「虐待の防止のための措置に関する事項」を追加。**
- ・ 虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じなければならない旨を規定。
  - 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること
  - 虐待の防止のための指針を整備すること
  - 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること
  - 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと

（ 令和6年3月31日まで努力義務 ）

# 高齢者虐待について

## 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(抜粋)

(基本方針)

### 第二条

五 特別養護老人ホームは、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

(運営規程)

第七条 特別養護老人ホームは、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

八 虐待の防止のための措置に関する事項

(虐待の防止)

第三十一条の二 特別養護老人ホームは、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該特別養護老人ホームにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的を開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二 当該特別養護老人ホームにおける虐待の防止のための指針を整備すること。

三 当該特別養護老人ホームにおいて、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

## 高齢者虐待について

### 法令の規定により条例に委任された社会福祉施設等施設の基準等に関する条例(抜粋)

(指定介護老人福祉施設の基準)

#### 第21条

7 指定介護老人福祉施設の従業者は、入所者等に対し、高齢者虐待防止法第2条第5項第1号イからホまでに掲げる行為をしてはならない。

### 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(抜粋)

(定義等)

#### 第2条

5 この法律において「養介護施設従事者等による高齢者虐待」とは、次のいずれかに該当する行為をいう。

一 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の3に規定する老人福祉施設若しくは同法第29条第1項に規定する有料老人ホーム又は介護保険法(平成9年法律第百23号)第8条第22項に規定する地域密着型介護老人福祉施設、同条第27項に規定する介護老人福祉施設、同条第28項に規定する介護老人保健施設若しくは同法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センター(以下「養介護施設」という。)の業務に従事する者が、当該養介護施設に入所し、その他当該養介護施設を利用する高齢者について行う次に掲げる行為

イ 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

ロ 高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

ハ 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

ニ 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。

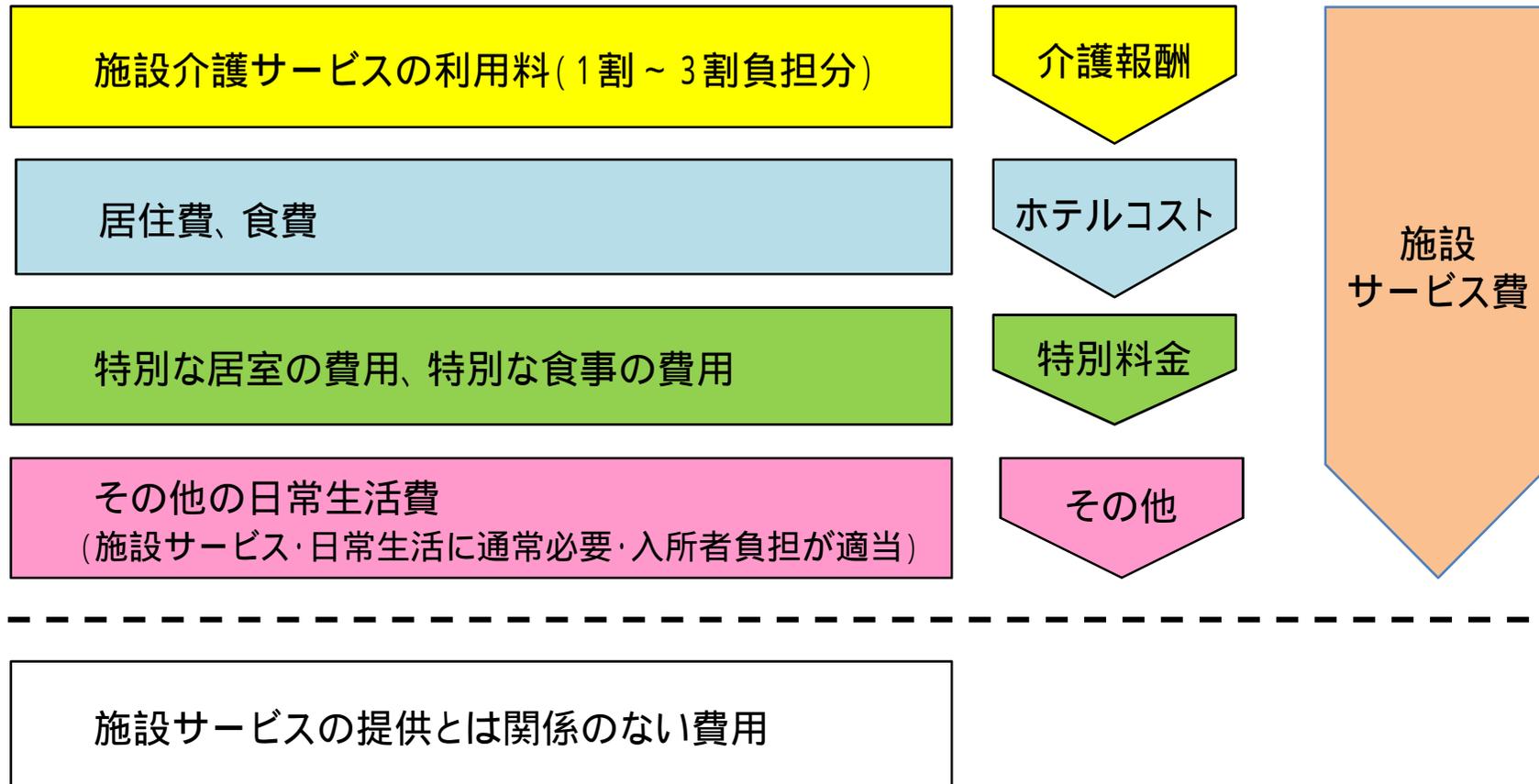
ホ 高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

## 身体拘束に関するチェック項目(介護老人福祉施設の場合)

点検事項(着眼点)	関係法令・通知
身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為を行っていないか。	令11-4 解第4-9-(2)
緊急やむを得ず行う場合は、その様態及び時間、その際の入所者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録しているか。	令11-5 解第4-9-(2)
身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催し、その結果を従業者に周知徹底しているか。	令11-6 解第4-9-(3)
身体的拘束等の適正化のための指針を整備しているか。	令11-6 解第4-9-(4)
介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的(年2回以上及び新規採用時)に実施しているか。	令11-6 解第4-9-(5)
やむを得ず身体拘束をしている場合、家族等に確認をしているか。	令11-4 解第4-9-(2)
身体的拘束を継続する必要性について、代替策の検討、身体拘束廃止に向けた検証を適正委員会やサービス担当者会議等で定期的実施しているか。	

# 介護保険施設における入所者から支払いを受けることができる利用料 ～「日常生活に要する費用」の取扱いについて～

## 介護保険施設の利用料等の範囲



## 「その他の日常生活費」について

### (1) 定義

入所者又はその家族等の自由な選択に基づく経費  
施設がサービス提供の一環として提供する日常生活上の便宜に係る経費

「自由な選択」であるので、入所者全員から一律に徴収することはできない。  
施設サービス提供と全く関係のない費用(入所個人の嗜好品等)は該当しない。

### (2) 「その他の日常生活費」受領の基準・方法

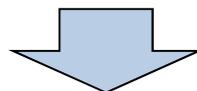
保険給付の対象となるサービスと重複しないこと  
あいまいな名目でないこと  
「あいまいな名目」: お世話料、管理協力費、共益費、施設利用補償金等々  
入所者又はその家族等の自由な選択に基づくものであり、事前に十分な説明  
を行い、同意(要書面)を得ていること  
実費相当額の範囲内であること  
内容と額を運営規程で定め、重要事項として施設内の見やすい場所に掲示す  
ること

### (3) 「その他の日常生活費」の徴収可能な範囲

入所者の希望によって、日常生活に必要な身の回り品として施設が提供する  
場合の費用の場合(介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス、介護療養施設サ  
ービス、特定施設入居者生活介護)

最低限必要な日用品のこと(歯ブラシ、シャンプー、タオル等)

- ・ 施設が単価を明示し入所者等の希望に応じて提供 → 徴収可
- ・ 入所者全員に同じ物を一律に提供し全員から同一金額を徴収 → 徴収不可

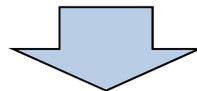


**すべての入所者からその費用を一律に徴収することは認められない。**

入所者の希望によって、教養娯楽として日常生活に必要なものを施設が提供す  
る場合の費用の場合(介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス、介護療養施設  
サービス)

施設がサービス提供の一環として実施するクラブ活動や行事に係る材料費等の費用のこと

- ・ 任意のクラブ活動の材料費等 → 徴収可
- ・ 作業療法等機能訓練の一環としてのクラブ活動、全員参加の行事の費用 → 徴収不可



**全員参加の恒例行事など、すべての入所者に一律に提供される教養娯楽に係る費  
用を徴収することは認められない。**

- 一律に徴収される教養娯楽費
- ・ 共同生活室の共用のテレビ、新聞、雑誌代等
  - ・ 誕生日会、クリスマス会、月見会等

その他徴収可能な品目(介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス、介護療養施設サービス)

健康管理費(インフルエンザ予防接種に係る費用等、健康診断は介護報酬の中)  
預かり金の出納管理に係る費用  
私物の洗濯代(特養は除く)

(4)「その他日常生活費」と区別される「サービスの提供とは関係のない費用」

個人の嗜好に基づくもので、サービス提供とは関係のない費用については、適正な額による徴収は差し支えない

個人の趣味、嗜好品、専用の家電製品の電気代、希望者を募って実施する旅行代等

(5)「その他日常生活費」と間違えやすいもの(別途徴収できないもの)

施設介護サービス費に含まれているもの

- ・ おむつ代(リハビリパンツ、失禁パンツ等も同様)
  - ・ 私物の洗濯代(特養のみ)
  - ・ 車いす代(既製品で対応できず特注品になる場合は徴収可)
  - ・ 通常の通院送迎費用
  - ・ その他、施設サービスの提供に必要な備品、介護用品
- 食事の提供に係る費用に含まれているもの
- ・ 栄養補助食品
  - ・ おやつ

## 日常生活に要する費用に関する国通知

- ・ 通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて(平成12年3月30日付け老企第54号)  
最終改正:平成28年3月31日付け老推発0331第1号・老高発0331第2号  
・老振発0331第1号・老老発0331第3号)
- ・ 介護保険施設等における日常生活費等の受領について(平成12年11月16日付け老振第75号・老健第122号)  
最終改正:平成18年3月31日付け老計発第0331002号・老振発第0331002号・老老発第0331015号)
- ・ 特定施設入居者生活介護事業者が受領する介護保険の給付対象外の介護サービス費用について(平成12年3月30日付け老企第52号)  
最終改正:平成27年3月27日付け老介発0327第1号・老高発0327第1号  
・老振発0327第1号・老老発0327第2号)
- ・ 介護保険施設等におけるおむつ代に係る利用料の徴収について(平成12年4月11日付け老振第25号・老健第94号)  
最終改正:平成18年3月31日付け老計発第0331002号・老振発第0331002号・老老発第0331015号)

# 令和3年度介護報酬改定に伴う経過措置について

## 介護職員処遇改善加算( ) ( )の廃止

令和3年3月31日において現に改正前の介護職員処遇改善加算に係る届出を行っている施設であって、改正後の処遇改善加算に係る届出を行っていないものにおける介護職員処遇改善加算( )及び( )の算定については、令和4年3月31日までの間は、なお従前の例によることができる。

### 処遇改善加算の対象サービス

処遇改善加算の区分	加算( ) 月額3.7万円相当	加算( ) 月額2.7万円相当	加算( ) 月額1.5万円相当	加算( ) 加算( ) × 0.9	加算( ) 加算( ) × 0.8
				廃止	
取得要件	キャリアパス要件			or	
	+ +	+ +	or +	or	いずれも満たさない
取得率	職場環境等要件			or	
	79.5%	7.2%	5.4%	0.2%	0.3%

#### <キャリアパス要件>

就業規則等の明確な書面での整備・全ての介護職員への周知を含む。

- 職位・職責・職務内容等に応じた任用要件と賃金体系を整備すること
- 資質向上のための計画を策定して研修の実施又は研修の機会を確保すること
- 経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けること

#### <職場環境等要件>

- 賃金改善を除く、職場環境等の改善

## 令和3年度介護報酬改定に伴う経過措置について

### 褥瘡マネジメント加算( )の廃止

令和3年3月31日において改正前の褥瘡マネジメント加算に係る届出を行っている施設であって、改正後の褥瘡マネジメント加算に係る届出を行っていないものにおける改正前の褥瘡マネジメント加算の算定については、令和4年3月31日までの間は、なお従前の例によることができる。この場合において、改正前の「褥瘡マネジメント加算」は「褥瘡マネジメント加算( )」と読み替える。

### 排せつ支援加算( )の廃止

令和3年3月31日において改正前の排せつ支援加算に係る届出を行っている施設であって、改正後の排せつ支援加算に係る届出を行っていないものにおける改正前の排せつ支援加算の算定については、令和4年3月31日までの間は、なお従前の例によることができる。この場合において、改正前の「排せつ支援加算」は「排せつ支援加算( )」と読み替える。

## 監査指導事項の主なものについて

### 1 人員に関する基準

・看護職員の員数は看護・介護職員の総数の7分の2程度を標準配置すること。(老健)

### 2 施設・設備に関する基準

・夜間を想定した避難訓練、風水害に対する防災訓練を定期的に行い、実施結果を記録すること。(特定施設)

### 3 運営に関する基準

・ユニットごとに勤務体制を定め、常勤のユニットリーダー(ユニットリーダー研修終了者)を必要人数配置すること。(特養)

当面の間、講義・演習を受講済みであって実地研修は未修了の者について、実地研修が可能となった際は速やかに受講することを条件に、人員基準上、暫定的にユニットリーダー研修修了者として取り扱って差し支えない。(新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(第16報)問1)

・施設サービス計画の作成にあたって、サービス提供前に利用者及びその家族に説明し、同意を得た上で、利用者に交付すること。(特養)

・身体拘束の適正化のための対策を検討する委員会や研修を定期的を開催すること。また、身体拘束の具体的な解除時期を定めること。(老健)

・運営規程において記録の保存期間が5年ではなく2年となっていた。(老健)

・事故発生時には、関係市町に速やかに報告すること。(軽費)

・事業所の見やすい場所に運営規程の概要や重要事項等を掲示すること。(有料)

### 4 介護給付費の算定及び取扱い

・栄養マネジメント強化加算について、他職種の者が共同して栄養計画を作成したことを確認できるように記録しておくこと。(老健)

・夜勤職員配置加算について、算定に必要な配置基準数を満たしているかどうか、1日の平均夜勤職員数を毎月ごとに確認し、結果を保管しておくこと。(特養)